

社会福祉法人松山市母子会役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松山市母子会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,000円	なし

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費を支払うものとする。なお、1年度の総額が7万円を超えない範囲とする。

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	3,000円	なし

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長の報酬は月額とし、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成28年9月1日より施行する。

社会福祉法人松山市母子会役員の報酬に関する規程（平成26年7月26日制定）は、平成28年8月31日に廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表1（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償 費	備 考
理事長業務報酬等（月額）	20,000円	なし	
理事及び評議員業務報酬等（日額）	4,500円	なし	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等（日額）	10,500円	なし	